

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	<p>福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合(軽微な違反の場合を除く。)は、原則として、「文書指摘」とする。ただし、改善中で、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。</p>
B	口頭指導	<p>(1)福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合(軽微な違反の場合)は、「口頭指導」とする。 (2)福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。</p>
A	助言指導	<p>法令及び通達等のいずれにも適合する場合であっても、水準向上が必要と判断するときは「助言指導」を行う。</p>